

北部浄化センターNo.A337、A338、A345、A346、A347 反応槽攪拌機分解整備工事

特記仕様書

第1章 一般事項

1 一般

本工事は、契約書、本特記仕様書、図面、及び共通仕様書等により施工する。

2 本工事の目的

本工事の目的は、No. A337、A338、A345、A346、A347 反応槽攪拌機の分解整備を行い、機能回復、信頼性向上を図るものである。

3 共通事項

- (1) 本工事は、この仕様書及び設計書並びに図面に基づき、責任施工とし、工事に必要な承諾図を提出し、発注者の承諾を得た後、工事施工に着手するものとする。
工事の詳細については、設計図書による他、施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
- (2) 本工事に使用する機器及び材料は設計図書に基づき、使用目的に十分適合した機能を有するものでなければならない。また、規格、機能等については特別に定めがない限り、原則として機能を統一し、互換性のあるものとする。また、付属品及び予備品は、その内容及び数量を明記し保管に適した措置をして納入しなければならない。
- (3) 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義については、その都度、監督員と協議すること。
- (4) 他工事との取合いについては、監督員の指示に従い予め当該工事関係者間において慎重に協議し、工事の円滑な進捗に支障のないよう努めること。
- (5) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
設計図書相互に差異がある場合の優先順位は、次のとおりとする。
 - ① 打ち合わせ・協議・指示事項及び現場説明事項
 - ② 特記仕様書
 - ③ 図面
- (6) 当該工事に関する特許関連及び工業所有権に関するものを十分認知し、事前に調査の上、受注者においてすべて処置すること。
- (7) 工事完成までの機器類、保守工具、予備品等の保管、防護の責任は、一切受注者にあるものとする。

- (8) 工事完了に際しては、当該工事に関連する部分の清掃及び跡片付けを十分に行うこと。
- (9) 工事に際しては浄化センター・ポンプ場の運転に支障が出ないよう、予め施工計画を立案し監督員の承認を得ること。
- (10) 工事に際し、浄化センター（終末処理場、ポンプ場）に入場する場合は、浄化センターが定める作業入場届書を提出し監督員の承諾を受けること。また、入場に伴う届け出に添付される注意事項は、厳守すること。
- (11) 設計図書に示していない軽微なもので、監督員が施工上必要と認めたもの並びに工事進捗上必要として指示した事項については、受注者は異議なく施工するものとする。
- (12) その他、監督員の指示、承認を遵守すること。

4 当該工事における環境条件

当該工事における作業環境条件は、下記に示す通りである。

（□：適用しない ■：適用する 次項以降も同様とする。）

- | | |
|---|---|
| ☐ 塩害を受ける場所 | ☐ 地盤沈下が生じやすい場所 |
| ☐ 雷が多い場所 | ☒ 施設内で特に湿潤な箇所がある。 |
| ☐ 施設内で爆発性ガスのある場所 | ☒ 施設内で腐食性ガスのある場所 |
| ☐ 酸素欠乏等の発生のある場所 | ☐ 稼働機器周辺の場所 |
| ☐ その他 （ ） | |

5 施工基準の適用

施工基準等の適用については、次に掲げるものとする。

■三重県公共工事共通仕様書

日本下水道事業団 機械・電気設備に関する仕様書

■機械設備工事一般仕様書、機械設備標準仕様書

■機械設備工事必携（施工編）、機械設備工事必携（工場検査編）

■機械設備工事必携 工事管理記録（本編）、機械設備工事必携 工事管理記録（施工管理記録編）

■機械設備工事必携 工事管理記録（施工チェックシート編）

■電気設備工事一般仕様書・同標準図、電気設備工事必携

■電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）

■所轄電力供給者内規（内線規程）

☐ 消防関係法規（所轄署指導要領含む）

■三重県流域下水道事業保安規程

■三重県下水道公社規程集

■その他、関連法規、関係諸基準

6 発生材の処理等

- (1) 現場において再利用を図るもの ☐ 有 ☒ 無

(2) 再生資材の利用を図るもの

(3) 引渡を要するもの、再生資源の利用を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。

(5) 成形板等の解体・撤去にあたっては、事前にアスベスト含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省官庁営繕部）に従い処理する。

(1) 施工可能日 ☐指定なし ☒指定あり

(2) 施工可能時間帯 ☐ 指定なし ☒ 指定あり

(3) 施工順序 ■指定なし □指定あり

(4) 工事車両の駐車場 ☐指定なし ☒指定あり (協議)

(5) 現場事務所、資材置き場等 ☐ 指定なし (任意) ☒ 指定あり (協議)

本工事の試験運転等は、次による。

■本工事は、(■単体試験、□組み合わせ試験)を行う。既存設備類と十分な調整及び連携を図り、設備仕様の機能及び運転操作の確認を行った後、対象機器等の引渡しを行うこととする。

※下線部は前段の括弧内で選択した試験名を記載する

(1) 本工事では ☐ 設置する ☒ 設置の必要なし

(3) 仮設便所 構内既存の施設

(限定の場合：監督員と協議)

- (4) 工事用水 構内既存の施設
☒利用できる (☐有償 ☒無償) ☐利用できない
- (5) 工事用電力 構内既存の施設
☒利用できる (☒限定有り ☐限定なし) (☐有償 ☒無償)
 (限定の場合：漏電ブレーカを経由し原則作業用電源を使用)
☐利用できない

10 安全管理

- (1) 受注者は、共通仕様書に基づき本工事に対応した工事中の安全確保、交通管理及び大雨、台風、地震等についての安全に関する対応並びに監督員が特に求める事項について具体的に計画し、実施しなければならない。
- (2) 受注者は、原則として工事現場への一般の立ち入りを禁止し、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入禁止の表示をしなければならない。また、稼働中の設備に対しても工事中の安全確保を図るため適切な安全施設を施工しなければならない。
- (3) 維持管理会社業務と輻輳する工事場所、通路での安全確保については、監督員、維持管理会社と協議し効果的な措置を講じるものとする。同時作業が発生した場合は、原則として維持管理会社業務を優先とする。
- (4) 既存設備の運転、停止、休止については、監督員、維持管理会社と協議し予め計画し、実施については原則立会いとする。

11 写真管理

- (1) 一般事項
 写真管理は、以下に示す事項を基本とする。記載なき事項については、三重県公共工事共通仕様書に定める写真管理基準による。
 撮影は、工事写真分類によるが、特に機器分解時等据付後に状況を明らかにできない箇所は入念に撮影すること。取替部品については、新旧部品を撮影すること。また、塗装に関する部分は工程ごとに撮影すること。
- (2) 工事写真の分類
 以下のとおりとする。
☒着手前及び完成写真 ☒施工状況写真 ☒安全管理写真
☒使用材料写真 (交換部品等の場合は、新・旧の写真) ☐品質管理写真
☒出来形管理写真 ☐その他
- (3) 撮影、プリント用具
 原則としてデジタルカメラとし、撮影素子の 100 万画素以上とする。カラープリンターは、600dpi 以上の機能を有し通常の使用条件で 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- (4) 撮影方法

ア 写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。また、電子黒板の使用を認めるものとする。

■工事名 ■工種等 □測点 □設計寸法 □実測寸法 □略図

イ 製作工場、試験場所で試験状況の把握ができる写真を主要検査項目について撮影する。

ウ 完成機器の撮影は、機器名称等が確認できるよう撮影アングルを考慮し撮影する。

エ 工事写真は、予め施工計画時に撮影箇所を特定すると共に、監督員が指示する箇所及び不可視部分を適切に撮影すること。

(5) 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示したサイズとする。

(6) 工事写真の提出

ア 提出方法

□ 電子媒体 ■ プリント、工事写真台帳

(ア) 電子媒体で提出する場合は、写真資料の閲覧を効率的に行うため写真一覧（サムネール）を用紙に印刷した資料を工事写真帳〈CD 提出用〉に格納して提出する。ただし、着工前、完成及び主要な工程における写真、監督員が指示するものは別途印刷し提出する。

(イ) プリント、工事写真台帳で提出する場合は、全ての写真を A4 版の工事写真帳で印刷し、写真内容の解説を記入する。

(ウ) 事務処理上必要とする着工前、完成の写真は、別途印刷し提出する。

イ 提出部数 ■1 部 □2 部 □その他（ 電子ファイル ）

12 提出書類

提出書類は、原則として紙面による提出とする（特に指定のある場合を除く）。

受注者は、監督員の指示に従い、下記の書類を提出することとする。

■ 工事着手届	1 部	■ 工程表	1 部
■ 現場代理人等選任通知書	1 部	■ 施工計画書	※1 1 部
■ 部分下請負通知書 ※2	1 部	■ 施工体制台帳	※2 1 部
■ 工事打合簿 ※3	1 部	■ 使用材料調書	1 部
■ 材料確認（検査）調書	1 部	■ 段階確認書	1 部
□ 工事履行状況報告書	1 部	□ 支給品受領書	1 部
□ 支給品精算書	1 部	□ 貸与品借用書	1 部
□ 貸与品返納書	1 部	□ 支給品・貸与品要求書	1 部
□ 承諾図	1 部	□ 官庁関係届け出書類	※4 1 部
□ 現場発生品調書	1 部	□ 協議書	1 部
□ 同意書	1 部	□ 出来高部分検査要求書	1 部

■ 工事完成報告書	1 部	■ 機器操作願い（操作手順書）	1 部
■ 完成図書	※4,※5 1 部	■ その他、監督員の指示するもの	1 部

※1 施工計画書記載内容は下記を標準とする。

- 工事概要、■計画工程表、■現場組織表、□指定機械、□主要船舶、機械
- 主要資材、□施工方法、■施工管理計画、■安全管理、■緊急時の体制及び対応
- 交通管理、■環境対策、■現場作業環境の整備
- 再生資源の利用と建設副産物の処理方法、■その他

※2 書類が発生した場合に提出。建設業法第 19 条第 1 項に定める契約条項 16 項目が確認できる資料の写しを添付のこと。

※3 発注者と打合せ、又は協議を行った場合は、議事録を提出すること。
議事録は工事打合簿で提出すること。

※4 完成図書記載内容は下記を標準とする。

- 工事概要、■交換部品一覧表、■点検、整備報告書、■施工管理記録、■試験成績表、
- 作業日報、■工事写真、□官庁関係届け出書類（副本、副本がない場合は写し）（書類が発生した場合に提出）、□機器取扱説明書（既設機器から取扱方法が変更となる場合に提出）、
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E 票 写し

※5 完成図書提出部数は、下記の通りとする。

- 紙媒体ファイル（ 1 部）

□電子媒体ファイル(CD-R 又は DVD-R 部)

- (1)紙媒体ファイルの場合、A4 版パイプファイルとする。
- (2)電子媒体の場合、完成図書を PDF に変換し、表紙、目次、しおりをつけたファイルとする。
- (3)PDF で提出する完成図書は CAD、ワープロソフト及び表計算ソフトからの直接 PDF 出力とし、印刷物からのスキャニングはできるだけ避けること。

返却を要するものは上記のほか返却用と明記したものを 1 部提出すること。

上記にて適用外となっている書類も必要に応じて提出すること。

13 検査及び試験

検査及び試験については原則として適用する施工基準書により実施する。

予め施工計画等により監督員と以下の事項について検査内容等を協議し実施する。

- (1) 工場検査
- (2) 社内検査
- (3) 機器材料搬入確認
- (4) 段階確認

- (5) 指定検査機関による検査
- (6) 官公庁検査
- (7) 出来高部分検査
- (8) 完成検査
- (9) その他

第2章 工事仕様

1. 工事概要

No. A337、A338、A345、A346、A347反応槽攪拌機の分解整備工事一式。

2. 対象機器

機器名：A337、A338、A345、A346、A347水中攪拌機	
設置場所	A系水処理施設 A33系好気槽（A337槽、A338槽） A34系好気槽（A345槽、A346槽、A347槽）
設置水深	約5.0m
製造者名	阪神動力機械株式会社
型式	F-37 深槽型
機器製番	(A337槽) A-5474-16 (A338槽) A-5474-9 (A345槽) A-4585-1 (A346槽) A-5474-12 (A347槽) A-5474-13
主要諸元	送気量：4.53m ³ /min 以上 電動機：3.7kW 420V

3. 工事範囲

(1) 対象機器分解整備

ア 分解整備に伴う交換部品

☐交換部品一覧表、 ☒設計内訳書、明細書による。

イ 各主要部の測定、計測

☒分解整備に伴う部品の測定、計測 ☐作業精度の確認測定、計測

☒運転に関する計測（☒電気関係 ☒動作確認 ☒性能に関する事項 ☒振動 ☐騒音）

ウ 試運転調整

特記仕様書に示す試運転調整

エ 補修塗装

機器等に対し補修塗装を行う。

下地処理：☐第2種ケレン ☒第3種ケレン ☐第4種ケレン

塗装基準：日本下水道事業団 機械設備一般仕様書準拠

（水中部：エポキシ樹脂塗料（水中部用）（1回塗り））

塗装部位：機械フレーム及び機器塗装部位

オ 油脂類の補充（充填）

☒分解整備に伴う補充（☐油脂類は発注者の支給 ☒受注者の負担）

カ その他

☒仮設（工事に対応する一切の足場） ☒養生（機器、周辺、作業通路）

■その他（工事目的を果たすために必要な事項）

キ 分解整備の結果に関する所見の報告

4. 関連機器の調整

工事に伴い関連機器等で調整が必要な場合は行うこと。